# 第140回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

議事録

日 時: 平成26年6月26日(木)

午前 10 時 30 分~11 時 25 分

場 所:京都工業会館

# 開会

●事務局(小山課長) 10 時半になりましたので始めさせていただきます。本日は皆様方には、 ご多忙中にもかかわりませずご出席を賜りましてありがとうございます。また非常に蒸し暑い 中、現地調査にご参加いただきましてありがとうございました。ただ今から京都市大規模小売 店舗立地審議会を開催させていただきます。

それではお手許の資料を確認させていただきます。各委員のお手許には本日の審議会次第、そして資料1としまして、先ほど追加で配付させていただきました(仮称)万代五条西小路店からの「5月審議会におけるご指摘についてのご回答」、2枚ものでございます。資料2「(仮称)万代五条西小路店答申案」、資料2以降はホッチキスで一括して留めさせていただいております。資料3「(仮称)京阪神四条河原町ビル計画答申案」、資料4「コープ二条駅届出概要」、資料5「立地法に係る計画一覧」、以上の資料を配付させていただいております。

また、今回の審議に関わる諮問書の写し、8月の日程調整表も机の上に置かせていただいておりますのでご確認のほどよろしくお願い申しあげます。なお、事前に送付しております(仮称)万代五条西小路店と(仮称)京阪神四条河原町ビル計画の概要書でございますが、もしお持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局のほうへお申し出いただきましたらお渡しいたします。以上でございます。よろしくお願い申しあげます。

それでは本日の委員の皆様のご出席状況ですが、合計7名の委員の方にご出席いただいております。したがいまして京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申しあげます。また、今回から新たに2名の委員の方にご就任いただいております。この場で改めてご紹介させていただきます。まず、龍谷大学政策学部准教授の井上芳恵様でございます。もし、よろしければ一言ご挨拶いただければと思います。

- ●井上委員 ただ今ご紹介いただきました龍谷大学の井上芳恵と申します。専門は都市計画やまちづくりを担当しておりまして、滋賀県の立地審議会では恩地先生とご一緒させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ●事務局(小山課長) ありがとうございます。もうお一方は、立命館大学理工学部環境システム工学科講師の塩見康博様でございます。塩見先生からも一言ご挨拶をお願いできますでしょうか。
- ●塩見委員 立命館大学の塩見と申します。前任の京都大学の宇野先生よりこの委員を引き継いで拝命いたしました。専門は交通工学,交通計画でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局(小山課長) ありがとうございました。それでは早速審議のほうを始めてまいりたいと思います。恩地会長、よろしくお願いいたします。

#### 議題

1 平成25年12月届出案件

「(仮称)万代五条西小路店に係る答申案検討」

●恩地会長 それでは、これより第 140 回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず議題 1 の「平成 25 年 12 月届出案件(仮称)万代五条西小路店」の答申案検討ですが、その前に前回の審議会で依頼しました資料が届出者から提出されています。この資料について届出者から説明を受けたいと思います。担当の方々に入っていただきますので、事務局お願いいたします。

#### ——(担当者入室)——

- ●事務局 それでは前回の審議会で要求いたしました資料について、届出者から説明していただきます。また繰り返しになるところもありますけれども、自己紹介をもう一度していただいたあとにご説明いただきますようお願いします。
- ●万代(谷浦) 今回の事業者になりますスーパーマーケットをしております株式会社万代の 谷浦と申します。よろしくお願いいたします。
- ●万代(西村) 泉州繊維産業の西村と申します。私は大店立地法の手続きのお手伝いをさせていただいております。どうぞよろしくお願いします。
- ●万代(樽井) 今回の建物の設計管理をさせていただいております東洋設計事務所の樽井と申します。主に一般的にいう外装関係や、中の共用部分の設計管理をさせていただいております。よろしくお願いいたします。
- ●万代(高松) 東西建築サービスの高松と申します。このたびの建物の内装の設計管理をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ●万代(西村) それでは私のほうからお手許の「資料1」と記載しておりますA4版の資料 に基づいて説明をさせていただきます。前回,先月の審議会のなかで二つ,宿題をいただいて

おりました。

一つ目が、「開業後、苦情等があった場合の窓口について」、どのようになっているのかということでした。そこに書いてありますとおり何らかの苦情等があれば、万代の店長に連絡をいただければ解決に向けて誠意をもって対応したいと考えております。万代ではお客様相談室も設けておりまして、ホームページや電話などでそういったものも受け付けております。そこへご連絡いただければ対応することになっております。これらのことにつきましては説明会のときもそうですし、個別の説明会のときもそうですが東側、西側、北側のマンション、近隣の方にもそういうご説明をさせていただいておりまして、何かあれば対応しますという話をしております。

そこには書いていないのですけれどもこの店だけではありませんが、万代が新設や増設、リニューアルをしたときにはオープンする前に店長の名前、連絡先などを書いたものを別途ティッシュペーパー等と一緒にポスティングしまして、いつ頃からオープンするということと、店長の名前、電話も書いておりましてオープン後何かあればそこに連絡をくださいということもやっております。当然ここについても周辺マンションや地権者の方には、こういったものを投函させていただく予定になっております。

続いて二つ目です。「建物の景観について」ということで宿題をいただいておりました。お 手許の2枚目に、この2枚目は前回の審議会でご提示させてもらったものと同じものなのです が、そこと併せてご覧いただければと思います。この建物のデザインにつきましては現代的な モダンなイメージを基調としながらも、部分的に京都の伝統的なエッセンスを用いてシックな 色合いで計画しています。

一つ目が「外壁面の分節化」と記載しております。これは図面を見ていただきますと1番と記載しているところ、外壁をそれぞれ一つの棟ですけれども色分けをして分節化したいと考えております。これは町並み型建造物修景地区の基準に準じておりまして、圧迫感などの低減を図るために外壁を色分けして分節化を図りたいと考えております。二つ目が「水平庇の採用」と記載しています。図の上のところで囲んでいる部分ですけれども、いちばん上の囲んだ部分、水平庇の採用ということで、これは修景方法の一つでしてスカイラインの形成を図るため、外壁上部に水平線を強調する庇状の「水平庇」を採用しているというものでございます。三つ目が、「格子イメージの窓形状」ということで、3番と番号を打っておりますが南側の正面のところには窓がございます。これを京都の町屋の格子をイメージして現代風にアレンジを行いまして、窓形状の外観デザインとしております。こういった配慮をさせていただいているというものでございます。

このほかにも景観ではありませんが道路沿いには緑地を移植する。また、設備機器は外から 見えないようにするといった配慮もさせていただきたいと考えております。以上で説明のほう を終わりたいと思います。ありがとうございます。

- ●恩地会長 ありがとうございました。ただ今の説明につきまして,委員の皆様から何かご意見,ご質問等はございますか。
- ●石原委員 単純な質問ですけれども、前回資料を持っていないのですが前回から外観を変えておられますか。
- ●万代(西村) 変えていないのですけれども、前回のものがカラーコピーの関係であまりうまく出ていなかったので、これがいちばん近いものです。
- ●石原委員 看板の大きさも変わっていないのですね。
- ●万代(西村) 看板の大きさは変わっていません。
- ●石原委員 わかりました。
- ●恩地会長 ほかによろしいでしょうか。せっかく来ていただいたので私のほうから質問します。

1番の苦情の窓口のことですけれども万代さんの場合は苦情が実際にありますね。あった場合にはその苦情はどういう流れで処理をされていくのでしょうか。

●万代(谷浦) 万代に対して、スーパーマーケットをしておりますのでいろいろな苦情があります。それは既存の店に行くとフリーダイヤルのコールセンターの電話番号を貼らせていただいておりまして、そちらのほうにお電話がかかってくることがほとんどですが、まずは1次対応としてはお客様相談室のほうにご意見がきまして、それに基づいて社長のほう、トップのほうですべて吸い上げます。そのあいだに関連部署からの報告等でまとめはするのですけれども、クレームに関してはすべてトップのほうの目が通るということでそちらのほうに対応の仕方、報告のほうもしていくということです。

正直に申しますとこういう,万代ではクレームではなくてお申し出だということで社内では「お申し出」という言葉で対応させてもらっています。徹底しているといいますか,いつこれをやったか,このときに何と説明したかということがお客様相談室のほうからかなり細かくきます。お客様のほうに対しては一対一の対応ということをどの店舗もそういう形で対応しております。ですから,この五条西小路店でオープンした後に,今は直接のお電話というよりはメールでのお申し出が非常に多いのでメールで返信するなどして,お一方ずつに対応をさせてもらっているということです。

- ●恩地会長 メールなども含めてすべての苦情に対して対応されている。
- ●万代(谷浦) そうです。対応を逆に放っておけない状況になっています。それこそこの前 あったものですと、駐車場のところに出入口が見づらいからミラーを付けてくれないかという お客様の声がありまして、それを店長にいうとやはり見づらいということだったのですぐに稟 議で対応するなど、その報告もくださいということでしたので「何月何日にこうしました」と いうことまでやるような状況になっています。
- ●恩地会長 ありがとうございます。丁寧な対応をされていて安心しました。ほかにございませんか。

特にないようですので、それではこれで届出者からの説明を終了したいと思います。ご担当者の方、どうもご苦労様でした。ご退席いただいて結構です。

●万代 ありがとうございました。

#### ——(担当者退室)——

- ●恩地会長 それでは続いて答申案について事務局から説明をお願いします。
- ●事務局 それでは答申案について説明いたします。資料2をご覧いただけますでしょうか。 ホッチキス留めの資料をめくっていただいて、資料2「(仮称)万代五条西小路店答申案」で ございます。

まずこの答申案ですけれども、前回の審議会でのご議論を踏まえて事務局のほうで答申案を作成しておりますが、今回意見書の内容について現地調査を先ほどしていただきました。その確認や、審議会要求資料についての質疑の前に作成しておりますため、市の意見については「〇〇〇と判断します」ということで空けております。答申理由と付帯意見の例の記載のみしております。そのためこの場では、先ほどの届出者の説明や対策と答申理由の記載等についてご検討いただきまして、今回のご議論を踏まえて次回にこの「〇〇〇と判断します」というところに意見を記載した答申案を提示いたします。

それでは答申理由について説明させていただきます。1ページ目は答申の最初のところですので,まず「答申理由」のほうから読みあげます。おめくりいただきまして4ページ目の文言です。答申理由は「1 現在の状況」,「2 説明会の状況」,「3 意見書」ですので,ここは割愛させていただき,「4 審議会の見解」から読みあげさせていただきます。

「4 審議会の見解」。指針に基づき、今回の出店計画を検討した。(1)駐車場及び来退店 客の経路設定について。駐車場の設置(収容台数)については、指針の算式に基づいて算出し た台数である 188 台とほぼ同数の 190 台を確保する計画となっており、法の趣旨からは適正である。なお、届出者から審議会において原則として日中は交通誘導員を配置すると説明されており、駐車場出入口等に交通誘導員を配置して歩行者の安全確保に努めることが望まれる。

- (2) 駐輪場について。駐輪場の設置(収容台数)については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。
- (3) 荷さばき施設について。荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について 配慮されているが、とりわけ早朝の荷さばきに関して、荷さばき時間前に搬入車両が公道上で 待機することがないよう徹底することが望まれる。
- (4) 騒音について。計画地及びその周辺は工業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていた。夜間における騒音の最大値については、東西の駐車場出入口において、走行車両音が規制基準値を上回る箇所があるが、店舗に近接する住居付近においては基準値を下回っているとともに、届出者は、周辺住民とは協議していること、また、問題が生じた際には対応することを表明している。

そのため、届出者においては、夜間の車両走行音対策として、徐行の注意喚起を徹底させる とともに、問題が起こった際は速やかに実態を把握して対策を検討し、必要に応じて騒音の影響が大きい駐車場の出入口を閉鎖するなど、誠実に対応することが望まれる。

また,近隣のマンションからの視覚的な影響を低減させるため,空調機の室外機等をルーバー等で覆うことが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて。廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されており、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。

なお、意見書で提出された隣地へのごみの投げ捨てについては、届出者からは当該地と隣接 している箇所は業務用スペースのため、一般客は立ち入らないこと、従業員等には投げ捨てを 行わないよう徹底させる旨の説明があった。

(6) 防災,防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について。防災対策への協力については,防災協定等の締結及び,地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

また、夜間の照明について、届出者からは、照明にカバーを付けて農地に光が漏れないよう にするとの説明があり、照明が農作物へ影響を及ぼさないよう、農地の所有者と協議して配慮 することが望まれる。

(7) その他。農地への日照については、届出者から、所有者と協議して、可能な限り日光 を遮ることがないような建物計画としたこと、従前も建物が建っていたため、店舗建設前と比 較して日照の状況が変わらないと考える旨の説明があった。

意見書においては、開店後も協議に応じてもらえるか懸念されている旨が記載されており、

届出者においては、開店後も住民との協議に応じるよう窓口を設置するとともに、開店前においても可能な限り直接協議に応じることが望まれる。

以上により、〇〇〇〇と判断される。

「〇〇〇〇」のところについては、次回に市の意見の有無としてここに判断を記載させていただこうと思っております。答申理由は以上になっております。

これを踏まえまして3ページの付帯意見です。こちらで「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」。当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)(以下「指針」という。)を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、〇〇〇〇〇と判断します。

なお、届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- ・駐車場出入口等に交通誘導員を配置して歩行者の安全確保に努めること。
- ・早朝の荷さばきに関して,荷さばき時間前に搬入車両が公道上で待機することがないよう徹 底すること。
- ・夜間の車両走行音対策として、徐行の注意喚起を徹底させるとともに、問題が起こった際は 速やかに実態を把握して対策を検討し、必要に応じて騒音の影響が大きい駐車場の出入口を閉 鎖するなど、誠実に対応すること。
- ・近隣のマンションからの視覚的な影響を低減させるため、空調機の室外機等をルーバー等で 覆うこと。
- ・照明が農作物へ影響を及ぼさないよう、農地の所有者と協議して配慮すること。
- ・開店後も住民との協議に応じるよう窓口を設置するとともに、開店前においても可能な限り 直接協議に応じること。

以上の部分が、付帯意見があるとすれば付帯意見の部分として挙げる例として記載しております。事務局から、答申案については以上です。

●恩地会長 ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。あるいはまた万代の対策についてもご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今回はいろいろご意見もたくさんあった件ですので、慎重に審議と議論をいただいたうえで、 その意見も踏まえて次の回に答申案をお示ししたいということです。

●事務局 説明の追加をよろしいでしょうか。先ほどの答申案の説明に関して4ページの3番で「意見書」についての意見の概要をここに記載しております。一つが、出店予定地の隣で農業を営んでいるが冬至日には畑が建物の影に入り、冬野菜にダメージを与える。もう一つは、交通渋滞によって店舗の隣にある駐車場への乗り入れが困難になるため、歩道での切り下げ幅

を広げて、駐車場に乗り入れが可能となるよう対応を求める。次が、深夜 12 時までの営業なので、照明により野菜がとう立ちすると葉野菜の栽培ができなくなる。四つ目に、ごみの投げ捨てについて設置者と話し合いたいが受け付けてもらえない。この四点が意見書の中身として出ております。

このなかで日照については指針のところで、項目には記載してはいないということもありますが、(7)のその他のところで日照について可能な限り応えるような建物計画にしたという記載をしております。次に、交通渋滞によって歩道の切り下げ幅を広げて駐車場の乗り入れ可能となる対応を求める。これについては、基本的には店舗に直接関係するところではないということでここでは記載はしておりません。三つ目の中黒で、照明により野菜がとう立ちするということについては、(6)の防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等についてで、「また、夜間の照明について、(中略)配慮することが望まれる」と記載しまして、こちらについては付帯意見になるとすると、3番のところにもコメントを記載しております。また、ごみの投げ捨てについて設置者と話し合いたいが受け付けてもらえないということについては、(5)の廃棄物等の保管施設及びリサイクルのところで、「意見書で提出された隣地へのごみの投げ捨てについては」のところで説明があったというのは記載しています。

また、このなかで前回のご議論であったと思うのですが、意見書を出された方は設置者と開店後も話し合いができるのかということを、全体としてかなり気にされているトーンがありましたので、それについてここでは(7)のその他で、「意見書においては、開店後も協議に応じてもらえるか懸念している旨が記載されており」ということで、「開店後も住民との協議に応じるよう窓口を設置するとともに、開店前においても可能な限り直接協議に応じることが望まれる」という文言を入れ、こちらについても3ページ目の最後の部分で「開店後も住民との協議に応じるよう窓口を設置するとともに、開店前においても可能な限り直接協議に応じること」ということで、付帯意見にあたる部分についてはこちらにも記載しています。

意見書との関係については以上になりますので、これを踏まえてまたご意見をいただければ と思います。よろしくお願いします。

- ●恩地会長 いかがでしょうか。つまり、こういういろいろな対策をきちんと打てば、「周辺の生活環境への影響は少ないと判断される」といえるかどうかというところを、今、審議をお願いできればということです。もし、これで十分だとすれば、今いったような文言を○○○○に入れるという感じになっているわけです。
- ●事務局 あと一点,過去の答申のなかでも,例えばですけれども影響を与える恐れはあるけれども,届出事項を変更するまでではないという文言という判断をしたこともありますので,そういったコメントになるのかどうか。それもまたご議論いただければと思います。

- ●恩地会長 あるいは対策のところで、もう少し強めに書かなければいけないのではないかとか、そういうご意見でもいいですね。
- ●塩見委員 今日見たときには、駐車場への右折入庫はしないようになるべく経路誘導をするというお話は見学会のときにしていただいたのですが、そういったことをこの審議会の見解の(1)のところに「経路設定について」と書いていますが、この見解のなかでは経路設定について特に見解としては書いていないように思うのです。要は経路設定については全部左折で駐車場に入るようにしよう、誘導しようというのは重要なポイントになると思うのですが、それについての何か文言は必要ないのでしょうか。

あそこの道路は、現状では交通量が少ないので右折で入庫するような状況がかなり発生すると思います。西側、東側、どちらも信号がついていますので北側から流入してくる車が多い。特に東側の西小路のところだと北から来て、右折で入行するというケースが多いと思います。あまり交通量が多くないのでそれほど大きな影響はないかもしれませんが、何か経路設定するならばそういう南から来る人は東側の道路から北上する。北側から来る人は西側の道路を南行する。そういう経路設定を推奨するというようなことを付け足してもいいのではないかと思います。

- ●事務局 たしかに経路について特にコメントしておりませんでしたので、左折入場・右折退場という説明があったという旨の記載と、それについてイメージとしてはどうでしょう。審議会からも、「それを徹底させることが望まれる」という文言は入れたほうがいいということでよろしいでしょうか。
- ●塩見委員 あったほうがいいのではないかと思います。
- ●恩地会長 経路設定とか、あるいは経路をきちんと案内誘導するということを徹底してほしいと。あそこは中央分離帯もないのでたしかに右折で入る可能性はあります。
- ●事務局 そうしましたらそれは次回,盛り込ませていただきます。
- ●恩地会長 そういうことでよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

それでは対策のところにこのような文言を盛り込むと、かなりきっちり対策のほうにいろい ろなことを書かれていますので、周辺地域の生活環境への影響は少ないという方向でまとめさ せていただいてよろしいでしょうか。

- ●恩地会長ではその方向でまとめさせていただきたいと思います。
- ●事務局 文言等でもし気になるところがございましたら、また事務局のほうにおっしゃって いただきましたら次回までに修正、反映させていただきますのでよろしくお願いします。
- ●恩地会長 それでは文言も含めた修正は次回の答申でいただきたいと思います。

### 2 平成25年12月届出案件

「(仮称)京阪神四条河原町ビル計画に係る答申案検討」

- ●恩地会長 それでは次に、議題2「平成25年12月届出案件(仮称)京阪神四条河原町ビル 計画」の答申案の検討について、事務局から説明をお願いします。
- ●事務局 それでは答申案の説明の前に、前回審議会から要求しました開店後の来店客の交通 手段の調査を行う場合に、どういうことを考えているかという計画についてということですが、 届出者からは現在も出店者と検討を行っているところでして、今回の審議会でそういった資料 を提出することができない旨の報告がありましたのでご報告させていただきます。

それでは答申案について説明いたします。前回の審議会でのご議論を踏まえて事務局で答申案を作成しました。ページ数で9ページ目が答申案でございます。また先ほどと同じように、おめくりいただきまして10ページ目の「答申理由」の「4 審議会の見解」から読みあげます。

「4 審議会の見解」。指針に基づき、今回の出店計画を検討した。(1)駐車場及び来退店 客の経路設定について。駐車場については、当該商業施設については、公共交通機関の利用促 進策を実施し、京都市駐車場条例に基づく付置義務台数の緩和を受けている。

そのため、店舗敷地内には駐車場を確保せず、来店車両については御池地下駐車場に案内する計画としている。

公共交通機関による来店を促進するため、店舗駐車場を設けていない旨をホームページなどで周知し、公共交通機関による来店を促し、御池地下駐車場利用者に対する駐車料金サービスも行わない計画である。

指針に基づく来店車両の収容台数については、御池地下駐車場の利用状況を勘案すると店舗 専用として確保しているわけではないが、予測台数の駐車は可能であると考えられ、法の趣旨 からは適正であり、周辺環境に与える影響は少ないと考える。

また,御池地下駐車場を届出駐車場とすることについては,周辺に適切な規模の駐車場がないこと,また,店舗敷地内などでの駐車場確保と比較すると来店車両が河原町通の混雑を悪化

させる恐れが少ないことから配慮されていると考えられる。

なお、公共交通機関の利用促進策を実施するとともに、来店者の交通手段を調査・検証し、 公共交通機関の利用促進、また、来店車両に対しては御池地下駐車場の利用の啓発に努めるこ とが望まれる。

(2) 駐輪場について。駐輪場の設置(収容台数)については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

しかしながら、駐輪場が7階に設置されているため、計画説明書に記載している警備員による誘導及び駐輪場案内の掲示を実施することに加えて、来店者が周辺道路に駐輪しないよう警備員等が定期的に巡回して注意するとともに、駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により来店者への駐輪場利用を促進することが望まれる。

(3) 荷さばき施設について。荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、荷さばき施設前の道路幅員が狭いため、搬入車両が荷さばき施設に入庫する際には、 後退して入庫する計画であるため、警備員が誘導するなど、通行者の安全確保に配慮すること が望まれる。

- (4) 騒音について。計画地及びその周辺は商業地域であり、騒音についての等価騒音レベルの予測においては、基準値を下回っていたことから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。
- (5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて。廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の生活環境への影響は少ないと判断される。
- (6) 防災,防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について。防災対策への協力については、地方公共団体等から要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。

また,防犯及び青少年の非行防止のために,夜の遅い時間まで青少年が滞在する場合は警備 員等から声掛けを行うほか,必要に応じ所轄の警察署と連携して防犯,非行防止に努める旨を 表明している。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

答申理由は以上になりまして、それを踏まえまして9ページにお戻りください。「2 法第8条第4項の規定による市の意見について」。当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配意するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年経済産業省告示第16号)(以下「指針」という。)を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、公共交通機関の利用促進策を実施するとともに、来店者の交通手段を調査・検証し、 公共交通機関の利用促進、また、来店車両に対しては御池地下駐車場の利用の啓発に努めるこ とが望まれます。

また、駐輪場が7階に設置されているため、計画説明書に記載している警備員による誘導及び駐輪場案内の掲示を実施することに加えて、来店者が周辺道路に駐輪しないよう警備員等が定期的に巡回して注意するとともに、駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により来店者への駐輪場利用を促進することが望まれます。

更に、荷さばき施設前の道路幅員が狭いため、搬入車両が荷さばき施設に入庫する際には、 後退して入庫する計画であるため、警備員が誘導するなど、通行者の安全確保に配慮すること が望まれます。

以上で市の意見としては、「意見なし。周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します」という答申にしております。付帯意見として、公共交通機関の利用促進策や来店者の交通手段の調査・検証、御池地下駐車場の利用の啓発ということを入れております。また、駐輪場について警備員による誘導、駐輪場案内の掲示の実施に加えて、周辺道路に駐輪しないよう定期的に巡回して注意する。駐輪場利用者への特典を付与して、駐輪場利用を促進させることが望まれるということ。また、荷さばき施設について、バックで入庫する計画ですので通行者の安全確保に配慮すること。この三点について付帯意見ということで考えております。以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問,ご意見があればお願いいたします。いかがでしょうか。

私のほうから前回、御池駐車場を使う計画が計画としてはあるけれども、実際にそのように 運用されるかどうかについて心配なので、実際の交通手段について調査・検証してほしい、何 か計画的なものをお示しいただけないかという話をしたのですけれども、そのあたりについて は本社が遠いところにあってなかなかすぐに返事しにくいということでしたが、その代わり、 今日の9ページの意見のなかにそのあたりのところが盛り込まれていますので、これで結構か なと私としては判断します。

事務局の案としては、「周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断する」という案ですけれどもいかがでしょうか。もう少しこのあたりは強めに書くべきだとか、何かそういうご意見は、あるいはこのへんが抜けているとか、そういうご意見をいただければと思います。

●塩見委員 自転車で来て、駐輪場が7階にあるのはなかなか使いにくいことだと思います。 警備員が監視するということですけれども、おそらく店舗前にはとめないと思いますが、もう 少し範囲を広げると木屋町のほうの人目のつかないところに駐輪して、それから店まで来ると いう利用はある程度想定されますし、私が学生だったらそういうことをするかもしれません。 それでもう少し駐輪の実態について、先ほど先生がおっしゃられたようなどういう交通手段で来られたかという調査のときに、もし入れられるのであれば駐輪場、どういうところに駐輪したかとか、自転車をとめた場合はどのようにしたか、そういうところまで把握ができるといいのではないかと思いました。

それをここにどのように書き込むべきかというのはわからないのですけれども、駐輪に関してはもう少し何かケアをしてもいいかなと思います。

●事務局 今おっしゃっているのは駐輪場の利用状況の調査もということですね。9ページでいくと、2番のなお書きで、「なお、公共交通機関の利用促進策を実施するとともに、来店者の交通手段を調査・検証し」のところに、例えば「自転車を含めた来店者の交通手段を調査・検証し」というイメージでよろしいですか。

# ●塩見委員 そうですね。

●恩地会長 この部分に「周辺地域における迷惑駐輪の状況なども含めて調査・検証し」というような、そういった文言を入れるといいと思います。手段を詳しく調べるだけではなくて周りに、あそこは不法駐車というのはなかなかしにくいと思いますけれども不法駐輪はしやすい地域です。ですからそのあたりをきちんと見に行って、調べに行ってというような、自転車を乗り捨ててからその人がどこの店に行っているかということを多少追跡するというような、そういった調査も含めてやってほしいというニュアンスが出るような文言にしていただけないかと思います。

そんな感じでよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

- ●事務局 先ほどの部分ですけれども、なお書きのところで「なお、公共交通機関の利用促進策を実施するとともに、周辺地域の迷惑駐輪を含めた来店者の交通手段を調査・検証し」という形で入れたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ●恩地会長 今いったような文言であれば、わりと丁寧に調べるのだなという雰囲気が出ると 思いますのでいいと思いますが、よろしいでしょうか。そういったものも入れさせていただく ということにしましょう。ほかにご意見等はございませんか。

なければ、先ほどおっしゃられた文言を入れてこの場で結審ということにさせていただいて、 次回まで持ち込む必要はないと思いますので、今回で結審ということでよろしいでしょうか。

---(異議なしの声)---

●恩地会長 ありがとうございます。そうしましたらただ今のご意見を踏まえて答申案を修正 し、本日で結審したいと思います。ありがとうございました。

# 3 平成26年2月届出案件 「コープニ条駅に係る諮問」

- ●恩地会長 それでは議題3に移りたいと思います。議題3「平成26年2月届出案件 コープニ条駅に係る諮問」ですが、これについて京都市から諮問を受けたいと思います。
- ●事務局(小山課長) 委員の皆様のお手許にお配りしております諮問書のとおり、本日付で 諮問させていただきます。よろしくお願いいたします。
- ●恩地会長 ただ今,京都市から諮問を受けました届出案件の概要について,事務局から説明をお願いします。
- ●事務局 それでは右上に「資料4」と書いてありますが、13ページをご覧いただけますでしょうか。コープ二条駅の今回の届出は変更でございます。届出の店舗はコープ二条駅、住所は京都市中京区西ノ京星池町230です。JR二条駅、地下鉄二条駅のすぐそばにある店舗でございます。

この届出の概要ですが変更事項も駐車場の変更でございます。駐車場の変更ですが中身は何かと申しあげますと、もともと駐車場は平面駐車場になっておりまして 41 台収容する駐車場でございます。もともと平面で特にゲート管理もしていなかったので店舗利用者の方以外で、近所にはシネマコンプレックスもありますので映画を見られる方も利用されていたということがありましたので、店舗のほうがゲート管理をしようということでゲートを設けまして、来られる方を把握するように変えました。それに伴いましてなかの駐車場の区画をもっととめやすいような形に変更しました。

それでどうなったかといいますと、もともと 41 台とめられていたのがそれによって 33 台しかとめられない。区画としては 33 台の区画になりましたので、それに基づいて駐車場の台数が減少するというのが届出の主な中身になります。区画を変えた関係で駐輪場の場所もそのなかで移動したということです。主な届け出としては駐車場の収容台数の変更と、駐輪場の位置の変更ということになります。ただ、駐車場の台数を減少させる場合、法律上、届出してから8カ月の制限がかかります。要は手続きが終了しない限り駐車場台数を減少させることはできません。実際に今ゲートはもう設置していますので 41 台から 33 台になって、店舗の近隣に同じくコープの葬祭案内センターというものがありましてそこの駐車場を8台分確保して、手続きが終わるまではそこの駐車場と平面の駐車場と、その二つの駐車場を運用しているという状

態です。

ゲート管理を始めましたのが3月4日ですので、変更日は3月4日と書いていますのが駐車場の変更と、それに伴って駐輪場の位置が変わったというもの。あとは隔地で8台分設けていますので、出入口の数と位置が増えるというのが3月4日の変更事項です。平成26年11月1日、手続きが終わりましたら隔地で確保している部分も来客用車両として確保するのはやめるということで計画していますので、最終的には駐車場の台数がゲート管理している部分だけの33台になるというのが届出の概要でございます。以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。では、この案件について従来同様、次回審議会において 届出者からの計画説明を行っていただきますのでよろしくお願いします。

# 4 報告事項

- ●恩地会長 それでは次に移ります。議題4「報告事項」についてですが、事務局からお願い します。
- ●事務局 昨年の審議会でご審議いただきました外市本社ビル, 東急ハンズですけれども, 6 月 19 日 (木) にオープンいたしました。事務局のほうでは 20 日 (金) に状況を見に行きました。お客さんはかなり多く来られていて、レジでも結構長い行列が見られたという状況でございます。こちらの駐輪場については本来屋上に設けるという計画になっているのですが、オープン時はかなり混雑する恐れがあるということで、大丸のほうの駐輪場に皆さんを案内している。オープン時ですのでそういうことで運営されておられました。

次に 17 ページの「資料 5」をご覧いただけますでしょうか。これは毎回提出しております「立地法に係る計画一覧」でございまして、手続き中の届出案件と審議会の今後の予定を載せておりますので、また後ほどご覧いただきますようお願いします。なお、今月の受理予定案件はございません。事務局からは以上でございます。

●恩地会長 ただ今の事務局からの報告について、各委員におかれまして何かご質問等はございますか。

--- (特に質問なし) ---

#### 5 その他

●恩地会長 ないようですので次の議題に移ります。議題5「その他」です。何かございまし

たらご発言をお願いします。

#### --- (特に発言なし) ---

- ●恩地会長 特にないようですので、それではこれで本日の審議会を終了したいと思います。 その前に事務局から事務連絡等があればご発言をお願いします。
- ●事務局(小山課長) 連絡させていただきます。本日はお暑い中、現地視察を含めましてご審議いただきましてありがとうございました。次回7月の審議会でございますが事前にお知らせしておりますとおり、8月1日(金)の14時から、場所はくに荘で開催いたします。7月の審議会といいながら日にちが8月になってしまい大変申し訳ございませんが、8月1日に開催させていただきます。当日の議題は、先ほどお願いいたしましたコープ二条駅、こちらにつきましての届出者説明、それから(仮称)万代五条西小路店の答申案検討でございます。ご出席のほどよろしくお願い申しあげます。以上でございます。
- ●恩地会長 繰り返しますけれども、次回の審議会は8月1日(金)14時から、くに荘です。 当日の議題はコープ二条駅の届出者説明、(仮称)万代五条西小路店の答申案検討です。よろ しくお願いします。

次回の審議会において特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたい と思いますが皆様のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また,次回審議会では出席機関につきましても,従来どおり指針の項目と関係の深い機関に 出席をお願いしたいと思います。何かご意見はありますでしょうか。

## ---(異議なしの声)---

●恩地会長 それでは特にご異議もないようですので、次回審議会も公開としたいと思います。 出席機関についてもご異議もないようですので、事務局より関係機関の出席を求めてもらいます。

### 閉会

- ●恩地会長 それでは、これで第 140 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。 ありがとうございました。
- ●事務局(小山課長) ありがとうございました。